第６号議案（修正済）

総合学科等の生徒のクラブ員資格について（案）

１．提案の理由

　日本学校農業クラブ連盟会則において、クラブ員資格に関する規約としては次のように定められています。

　細則９　クラブ員資格に関する規約（平成22年5月24日施行）

　　第１条　日連会則第２条に規定する学校農業クラブのクラブ員資格については、次の各項の定めるところによる。

　１　農業に関する学科またはコースを置く高等学校の生徒

　２　総合学科等において、農業に関する科目を置く高等学校の生徒

近年、学科の多様化から総合学科や、その他の学科の生徒が農業クラブに加盟することができるのか、といった問い合わせをいただいています。学科の多様化に合わせ、会則に次の内容を追記したい。（ゴシック太字の部分）

細則９　クラブ員資格に関する規約（平成22年5月24日施行）

　　第１条　日連会則第２条に規定する学校農業クラブのクラブ員資格については、次の各項の定めるところによる。

　１　農業に関する学科またはコースを置く高等学校の生徒

　２　総合学科等において、農業に関する科目を置く高等学校の生徒**で次の（１）～（３）を全て満たす生徒**

**（１）農業科目を履修していること**

**（２）当該年度に会員負担金を納入していること**

**（３）当該年度に在籍する学校が学校負担金を納入し、学校農業クラブ（単位クラブ）として県連盟に加盟していること**